

# LPガス販売事業者用「新型インフルエンザ対策の行動計画」(参考例)

平成 21 年 0 月 0 日現在

〇〇LPガス販売株式会社

## 1、行動計画の目的

LPガス販売事業は、日頃から社会維持機能に関わるライフライン関係事業としての自覚のもと、LPガス販売事業を如何なるときも継続し、国民生活の維持に努めるものとする。

この行動計画は、厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議による「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成 19 年 3 月 26 日)などを参考に作成するものである。

新型インフルエンザが大流行した場合、LPガス販売業における安全確保を最優先としつつ、LPガスの安定供給をするために、当社が実施すべき新型インフルエンザ対策として、的確かつ迅速に行動・対応することを目的とする。

また、新型インフルエンザの大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではない。発生する事態も様々であることが予想される。このため、今後の情勢の変化等を踏まえ、この行動計画は、随時見直し、必要に応じて、修正を加えることとする。

## 2、危機管理体制

### (1) 流行時の危機管理体制の整備 (対策本部の設置)

国、県等の指導や国内外及び社内での新型インフルエンザの感染状況を勘案し、必要に応じて本社に「新型インフルエンザ対策本部」を設置することとする。

同対策本部は、新型インフルエンザに対する対策の準備や発生時の対応のため、(事業所が複数ある場合は、「当社の各LPガス販売事業所毎に」を追加する。)必要に応じて責任者を選任し、自治体の保健部局、近隣の医療機関との連絡(や事業所間の連絡)を緊密にすることとする。いわゆる職場内外の緊急連絡体制を整備しておくこと。

なお、国による「新型インフルエンザ流行の終息宣言」がなされた場合などは、同対策本部を解散又は組織変更する。

## (2) 関係機関等との連携と従業員へ周知

国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関、地方公共団体、世界保健機構（WHO）等の機関から入手する。

また、(社)エルピーガス協会、都道府県エルピーガス協会、関係企業会員等と適切に情報交換を行うこととする。得られた情報を必要に応じて行動計画や対策の見直しに役立てることとする。

さらに職場等の対応方針と合わせて、従業員等に迅速かつ適切に周知する方法を確立することとする。

### HPによる情報の入手先

#### 国の情報

- i 厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/>
- ii 国立感染症研究所のウェブサイト  
<http://www.nih.go.jp/niid/index.html>
- iii 外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

#### 都道府県、保健所、市町村の情報

都道府県、保健所、市町村において、ウェブサイトが開設されており、そこから情報や住民へのお知らせが発信されているので、それを参考とする。

#### 世界の情報

世界保健機構（WHO）のウェブサイト

鳥インフルエンザ

[http://www.who.int/csr/disease/avian\\_influenza/en/index.html](http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/index.html)

インフルエンザ

<http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/>

### (3) 流行時のLPガス販売事業の体制

#### ① 総合的な対策

新型インフルエンザの感染被害は、世界各国、日本全域で広範囲に広がる恐れがある。また、一回の感染流行の波は、約2カ月間続くとされている。その流行の波が1年以上繰り返すことも考えられる。

LPガス販売事業に従事する各職場において、従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等で一時的には、40%相当数の従業員が欠勤することが予想される。

このため、従業員等に新型インフルエンザを発症した者が発生した場合に備えて、関係事業者や補助要員を含めて、安全確保を最優先にLPガスの安定供給について、最大限努力する事業運営体制について検討を行い、その結果に基づき対策を講じておくこと。

**特に末端消費者へ供給する配送センター等の人的要員を確保し、供給途絶の事態がないよう対策を講じておく。また、自ら配送する者の消費者に対しても同様とする。**

**平時から地域の業界内で連携強化し、機能出来なくなった配送センター事業者へ人員を派遣する等の緊急時相互契約を締結しておく。**

また、行政府、所管課等から出される指導等に留意しつつ、適切に対応することとする。

また、患者発生地域、の新型インフルエンザの発生状況や予防に必要な留意事項等に関する情報を的確に把握するとともにその際には、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断を行い、行動をとることが必要である。

#### ② 具体的な対策

(i) 海外の患者発生地域には、極力、渡航をしないこととする。

また、やむを得ず渡航した場合は、検疫ガイドラインに従うこととする。

(ii) 新型インフルエンザの感染の自覚やその恐れのある場合（発熱、咳、倦怠感など）は、極力すみやかに最寄の医療機関に赴き、検診を受けること。

その後の対応について、出社を控えたりするなど医師の指示に従うよう本人に指示すること。

(iii) LPガス販売業の配送業務、保安業務、集金業務、拡販業務、工事業務、管理業務（伝票整理、経理・総務など）の部門において、それぞれの従業員が、新型インフルエンザの感染による欠勤の場合は、その交代要員や補助要員を確保すること。

また、臨時的に相互に有機的に人事配置を行うこと。必要に応じて、卸系列、元売系列により、臨時に相互に人材の派遣要請を行なうこと。

- (iv) 従業員の中に新型インフルエンザの患者が発生した場合は、管轄の保健所等の指示・助言のもと、事業所等の消毒、衛生管理を実施すること。
- (v) 感染を未然に予防する観点等から管理業務を中心に在宅勤務の可能性の検討を行うこと。また、必要に応じて在宅勤務の実施をすること。
- (vi) 新型インフルエンザの流行地域などへの出張の自粛をする。また、感染する可能性の高い、電車、バス等の公共交通機関の利用を極力回避する。特に通勤方法の変更や交代制の導入等の検討とその実施をする。
- (vii) 担当者などが一堂に会する方式の会議は、極力回避する。必要な連絡は、電話で行うこととする。事業活動の継続に必要な機能における代替意思決定システムの検討とその実施をする。
- (viii) 休日等は、なるべく外出を避けたり、多人数の集まる興行施設や不特定多数の者の集まる場所への出入りをなるべく避けることとする。
- (ix) 発生地域でのマスク、うがい、手洗いを励行する。
- (x) 「咳」エチケットを心がける。「咳」エチケットとは、「咳・くしゃみ」の際には、ティッシュ・ハンカチなどで口、鼻を押さえて、他の人から顔をそむけて、1m以上離れてする。咳をしている人は、マスクを着用するなどのことをいう。

### **3、日頃の従業員などへの感染予防のための事業者・職場の措置**

現在のところ、日本での新型インフルエンザが発生する前であるが、事業者は従業員等との間の感染拡大防止の意識を高揚するため、各職場において事前に日頃から必要に応じて、以下の措置を講じることとする。

- ① 手洗い、うがいを励行する。流行時のマスクを着用する。
- ② 従業員等に感染予防策や健康状態の事故把握に努めるよう健康教育を行う。
- ③ 従業員等の海外渡航に係る情報について把握する仕組みを構築する。

#### 4、 毎年一回の訓練の実施

パンデミックの発生も想定し、LPガス販売事業の販売体制や緊急連絡体制などについて、毎年1回以上は訓練などを実施することとする。

#### 5、 感染予防・感染拡大防止のための物品等の備蓄

日本国内で特に新型インフルエンザが発生すると、マスク等の感染予防物品の買占めなどによる感染予防物品の不足現象が、予想される。このため、以下のような必要な感染予防物品を予め、備蓄しておくことが望ましい。

##### ① サージカルマスク

営業などの接客業で他の者と近距離での接触が避けられない事業では、会話、咳、くしゃみ、による飛沫感染予防と感染拡大防止の目的で使用する。

##### ② 手指消毒用アルコール

石鹸を用いた手指の洗浄を頻繁におこなうことが困難な場合の代用として使う。

##### ③ うがい薬

飛沫が、口から体内に侵入することを防ぐために利用する。

##### ④ 消毒用手袋

感染地域の作業を行う際に着用者の手指に病原体が、付着することを防止する。

##### ⑤ ゴーグル

飛沫が顔面に飛散することが予想される場合に着用者の眼に病原体を含んだ飛沫が入ることを防ぐために使用する。

##### ⑥ 毛布、食料

#### 6. 準備すべき文書

##### ① 新型インフルエンザ対策本部組織図 の作成

##### ② 新型インフルエンザ対策本部分担業務 の作成

例

統括・班	部署名	主な役割・業務
本部長		対策本部業務の推進・統括
副本部長		対策本部長の補佐
事務局		対策本部内実施策の検討・調整・実施
総務・厚生班		外部広報対応、関係機関との対応、警備に関する事項、社員の勤務状況・安否の確認、感染予防・感染拡大措置にかかる諸行動の周知徹底
お客さま対応班		お客さま対応、受付対応
配送班		ガス供給体制の検討・手配・実施、配送委託先等関連事業者の情報収集・連絡
保安業務班		保安業務の人員確保・手配、保安に係る関係機関との対応、ガス工作物に係る警備に関する事項

##### ③ 体制発令順位表 の作成

以上